

報告事項 才

県立学校における教科用図書採択について

県立学校における平成21年度教科用図書の採択について、別紙のとおり報告します。

平成20年9月9日

鳥取県教育委員会教育長 中 永 廣 樹

## 県立学校における教科用図書採択について

高等学校課  
特別支援教育課

### 1 採択の概要

- (1) 県立高等学校、県立特別支援学校（視覚障害、聴覚障害、病弱、肢体不自由）の高等部  
平成21年度使用高等学校用教科書目録に掲載された教科書のうち、本県での採択は次のとおりであった。

区分	本県の採択点数	目録搭載点数
第1部	596点(589点)	931点(969点)
第2部	1点(2点)	10点(14点)

( )内は昨年点数

第1部は、現行の学習指導要領（平成11年文部省告示第58号）に基づいて編集されたもので、この学習指導要領の適用を受ける生徒が使用するもの。

ただし、これらの生徒が使用しようとする教科書が第1部にはない場合には、第2部（従来の学習指導要領に基づいて編集された教科書）から採択することができることとなっている。

- (2) 県立特別支援学校（小・中学部、高等部（知的障害特別支援学校及びその他の特別支援学校の重複障害学級））

個々の児童生徒の実態に応じて教科書を選定し、以下のとおり採択した。

検定教科書...小学校用及び中学校用教科書目録の中から採択。

区分	本県の採択点数	目録搭載点数
小学校	70点	293点
中学校	33点	134点

所在地域の市町村立小中学校が使用する教科書から採択。

文部科学省著作教科書...特別支援学校用教科書目録の中から採択。

- (特別支援学校視覚障害者用[点字版]、特別支援学校聴覚障害者用、特別支援学校知的障害者用（通称：本）等）

区分		本県の採択点数	目録搭載点数
特別支援学校視覚障害者用	小学部	68(68)	68(68)
	中学部	86(86)	86(86)
特別支援学校聴覚障害者用	小学部	9(9)	15(15)
	中学部	1(0)	1(1)
特別支援学校知的障害者用	小学部	8(4)	10(10)
	中学部	3(3)	3(3)

( )内は昨年点数

学校教育法附則第9条に基づく教科書

- ・一般図書一覧等の中から採択

437点(482点)

( )内は昨年点数

### 2 教科・科目における特徴

第1部全60教科・科目のうち、採用教科書種類（点数）の増減は以下のとおり。

4点減	1科目(英語)
2点減	3科目
1点減	11科目
増減無し	26科目
1点増	13科目
2点増	4科目
3点増	1科目(英語)
4点増	1科目(生物)

食品化学については、第1部に教科書がないため、第2部からの採択となった。

## 教科書の選定方針及び採択について

- 1 県立高等学校（特別支援学校の高等部を含む。以下同じ。）においては、各校の選定した教科書の採択希望に基づき、県教育委員会が採択を行う。
- 2 県立高等学校の教科書の選定に当たっては、生徒の能力・適性に応じ、平成 21 年度実施の教育課程にある教科・科目の教科書を選定するものとする。

なお、特に次の点に留意して選定するものとする。

- (1) 本文、図表、表現等が正確であり、誤植がない。
  - (2) 内容が教科・科目の目標に適合している。
  - (3) 程度が生徒の実態に即し、適当である。
  - (4) 内容は系統的であり、配列や関連付けも適切で分量もよい。
  - (5) 印刷も鮮明であり、造本も適切で体裁もよい。
  - (6) 学習指導上便利なように工夫してある。
  - (7) 教科の目標を達成するよう、適切な創意・工夫がなされている。
- 3 教科書の選定に当たっては、公正確保に努める。
  - 4 教科書選定の適正を期するため、選定に当たっては、次の資料等を有効に活用する。

(1) 教科書編集趣意書（文部科学省編）

(2) 教科書展示会（開催期間：平成 20 年 6 月 13 日（金）～ 7 月 10 日（木））

東・中・西 3 地区、5 会場（高等学校）

・県教育センター

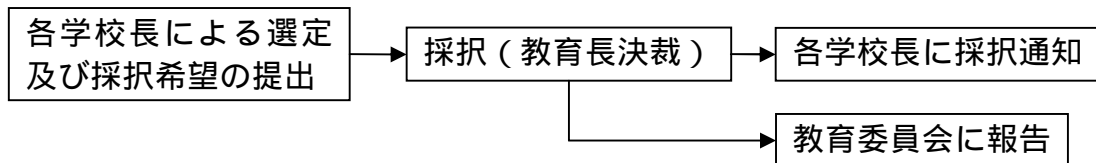
・鳥取市立中央図書館

・倉吉市立図書館

・米子市立図書館

・境港市民図書館

県立高等学校 (特別支援学校の高等部を含む) における教科書採択の仕組みについて



(参考)

学校教育法第 34 条第 1 項 :

小学校においては、文部科学大臣の検定を経た教科用図書又は文部科学大臣が著作の名義を有する教科用図書を使用しなければならない。(中学校、高等学校、特別支援学校も準用)

学校教育法附則第 9 条 :

高等学校、中等教育学校の後期課程及び特別支援学校並びに特別支援学級においては、当分の間、第 34 条第 1 項の規定にかかわらず、文部科学大臣の定めるところにより、第 34 条第 1 項に規定する教科書以外の教育用図書を使用することができる。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 23 条 :

教育委員会は、当該地方公共団体が処理する教育に関する事務で、次に掲げるものを管理し、及び執行する。

(6) 教科書その他の教材の取扱いに関すること。

鳥取県立学校管理規則第 12 条 :

学校は、教育委員会が採択した教科書を使用しなければならない。

教育長に対する事務の委任等に関する規則第 2 条 :

教育委員会は、次の各号に掲げる事務を除き、その権限に関する事務を教育長に委任する。(各号の中に県立学校の教科書採択に関する事務は含まれない教育長に委任)